

豊川市監査公表第25号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年12月28日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

(1) 対象団体

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
公益社団法人 豊川文化協会 (財政援助団体・出 資団体)	平成26年度公益社団法人 豊川文化協会会計 (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)	平成27年9月10日 ～同年11月25日

(2) 所管部署

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
市民部文化振興課 (上記団体関係分)	平成26年度一般会計	平成27年9月10日 ～同年11月25日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

- ア 財政援助、出資の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助、出資の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【公益社団法人豊川文化協会】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【市民部文化振興課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

文化活動費補助金交付要綱第2条に規定する補助対象経費及び補助額が不明確であるため、改正されたい。